

法務省入国管理局審判課 御中
東京入国管理局長 殿
東京入国管理局 難民審判部門 御中

申 入 書

2017年9月1日

異議申立番号 [REDACTED]

異議申立人 [REDACTED]

弁護士 山田 さくら

弁護士 小田川 綾音

1. 被害女性に対する男性検事の不適切発言につき、地検の謝罪の報道
2017年8月29日に【「美人だから」検事、弁護士からの被害女性に不適切発言 大阪地検が謝罪】と題する産経新聞の報道がありました（資料1）。

<https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20170829-00000514-san-soci>

この報道によれば、強制わいせつ事件の捜査を担当していた大阪地検の男性検事が、被害者とされる30代女性の事情聴取を行った際、性犯罪行為を容認したとも受け取られかねない不適切な発言をしたことに対し、地検が、女性に配慮を欠いた発言があったことを認めた上で「不愉快な思いをさせてしまった」と謝罪したうえ、男性検事については上司が嚴重に注意し、捜査の担当から外したとされています。

2. 4月25日付で難民審査参与員の不適切発言につき抗議文を送ったこと
一方で、本件において、強姦被害を主張する異議申立人に対し、2017年3月23日に実施された口頭意見陳述・審尋において、男性の難民審査参与員（A氏と思われますが、公表されていませんので正確にはわかりません。以下「本件難民審査参与員」と言います。）から以下の発言がなされたこと、その際、「美人だったから」という発言が審尋調書に記載されていなかったこと等につき、当職らが訂正と抗議の申入書（以下、申入書と申入書）を東京入国管理局に4月25日付で送付したことはご承知の通りかと存じます（資料2）。

(本件難民審査参与員)「なぜ、その大佐はあなたを狙ったの？」

(本件難民審査参与員)「美人だったから？」

(本件難民審査参与員)「K大佐があなただけを拉致した、捕まえたということは、あなたが女性で美人だったからというそれ以外には何らの理由はない、ということですね。」

3. 抗議に対する回答がないこと

しかしながら、現在に至るまで、異議申立人に対する謝罪はおろか、本件難民審査参与員に対してどのような指導・注意を行ったのか、審理の担当から外したのかについて、何らの連絡もありません。

これは、上記1記載の報道における対応とはあまりにもかけ離れており、その対応が異なることについて合理性は認められないと言わざるを得ません。

また、本日付けの朝日新聞の報道によれば、貴局は「個々の事案については答えられない」と回答されたとのことですが、今回問題になっているのは、個別の案件の具体的な申請内容やそれに対する貴局の見解ではなく、貴局の取られた手続に問題があったか否か、具体的には不適切な発言があったか、及び、その発言が記録上削除されたかという点であり、「個々の事案である」ことを理由として答えないことに合理性は認められません。このことは、1. で述べたとおり、同じ法務省における検察庁においては、まさに個別の案件における手続中の検事の発言につき地検が謝罪をしていることから明らかです。

難民審査参与員は、「人格が高潔であり」「公正な判断をすることができる」ことが求められています(入管法第61条の2の10第2項)。それにもかかわらず、困難な立場に置かれた強姦被害を訴える女性の難民申請者に対する上記発言は、供述の信ぴょう性を確認する上でも全く無意味かつ不必要であるばかりか、セカンド・レイプにも等しい内容であって、極めて不適切な発言であったことは明らかです。かかる発言を行うこと自体、適格性に問題があることを示しており、このような人物が、何らの反省もなく現在も難民審理に当たっているとすれば、それは難民審査を根幹から揺るがす問題であると考えます。

さらに、その発言内容を記録に残さないことは、意図的に尋問調書の内容を調整するものであり、著しく不公平かつ不適切であると言わざるを得ません。

4. まとめ

以上から、当職らは、以下の事項について明らかにされるよう求めます。

- 1 法務省入国管理局審判課、東京入国管理局長、東京入国管理局難民審判部門それぞれにおいて、当職らの抗議内容を認識していたか
- 2 1について認識していた場合
 - (1) 現在までにそれに対して何らかの対応を取ったか。

- (2) 特に、申入書12頁においては、周知徹底を申し入れたが、それにつき具体的な対応を行ったか。
- (3) (1)(2)につき、何らかの対応を取った場合、その内容と対応を行った日付。
- (4) (1)(2)につき、取らなかった場合、
 - ア その理由は何か。
 - イ 今後取る予定はあるか。ある場合、その内容。
- 3 審尋におけるやり取りのうち、調書に何を記載し何を記載しないかは誰がどのような基準で判断しているのか。その根拠となっている通知等があれば開示されたい。
- 4 申入書11頁において「録音を認めるか、録音の開示を認めるべきである」と申し入れているが、それに対する貴局の見解

以上